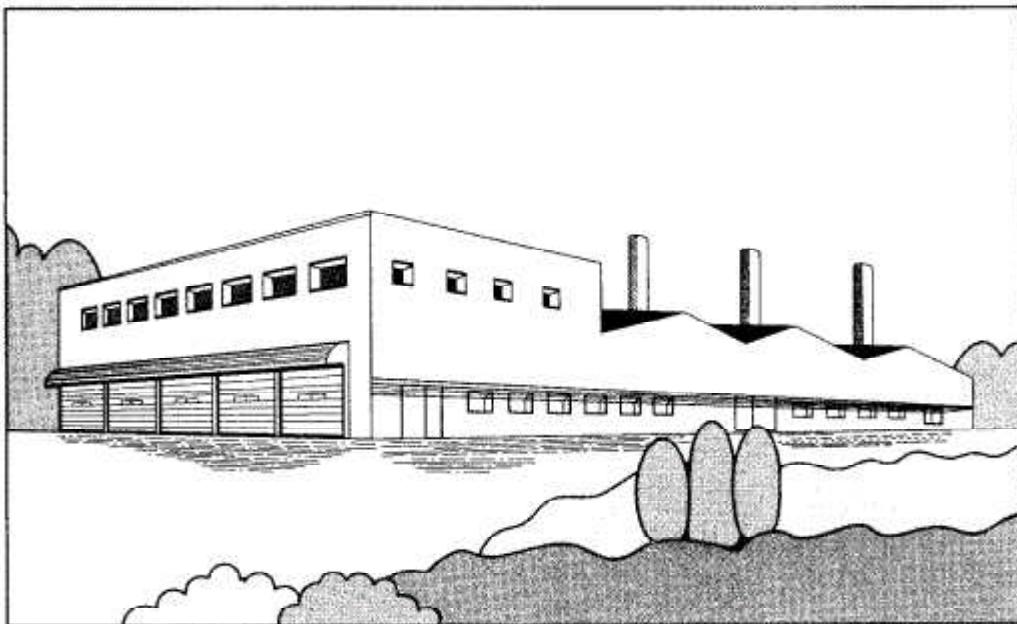




工場立地法に基づく特定工場の届出

—届出の手引—



平成29年3月

北海道経済部産業振興局産業振興課

目 次

第1 工場立地法について	-----	1
1 届出の義務	-----	1
2 届出対象となる工事又は事業場の範囲	-----	1
3 準則の概要	-----	1
4 届出の流れ	-----	1
5 届出の種類	-----	2
6 届出書の受理	-----	3
7 実施の制限	-----	4
8 氏名等の変更の届出	-----	4
9 承継の届出	-----	4
10 届出書類	-----	5
第2 準則について	-----	6
1 生産施設、環境施設の面積（既存工場を含む）	-----	6
2 工業団地の特例	-----	13
3 工業集合地の特例	-----	13
第3 用語等の解釈について	-----	17
1 製造業に係る工場又は事業場	-----	17
2 一の団地（連続した一区画内の土地）	-----	17
3 工場等の敷地面積	-----	19
4 工場等の建築面積	-----	20
5 生産施設	-----	20
6 生産施設の面積の測定方法	-----	24
7 緑地	-----	27
8 緑地の面積の測定方法	-----	30
9 緑地以外の環境施設	-----	32
10 緑地以外の環境施設の面積の測定方法	-----	34
11 緑化工事の終了時期	-----	34
12 環境施設の配置	-----	35
第4 様式集	-----	36
第5 届出書類の提出先	-----	62

第1 工場立地法について

1 届出の義務

工場立地法（昭和34年法律第24号）においては、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようするため、一定規模以上の工場又は事業場を新設又は変更する場合には、事前に計画を届け出ることが義務づけるとともに、その届出の内容を審査し、必要があるときは勧告、命令を行う体系をとっています。

したがって、第1に届出をする必要があるときは必ず届出をすること、第2にその届出の内容に虚偽のないことの2点が、この法体系の最も重要なポイントとなっており、この届出義務を担保するため、6月以下の懲役を含む罰則規定を設けています。

2 届出の対象となる工場又は事業場の範囲（法第6条第1項、令第1条、第2条）～ 17P参照

製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（水力、地熱及び太陽光発電所を除く。）ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）であって、連続した一区画内の土地における規模が次のいずれかに該当するもの（以下「特定工場」という。）。

敷 地 面 積	9,000m ² 以上
建築面積の合計	3,000m ² 以上

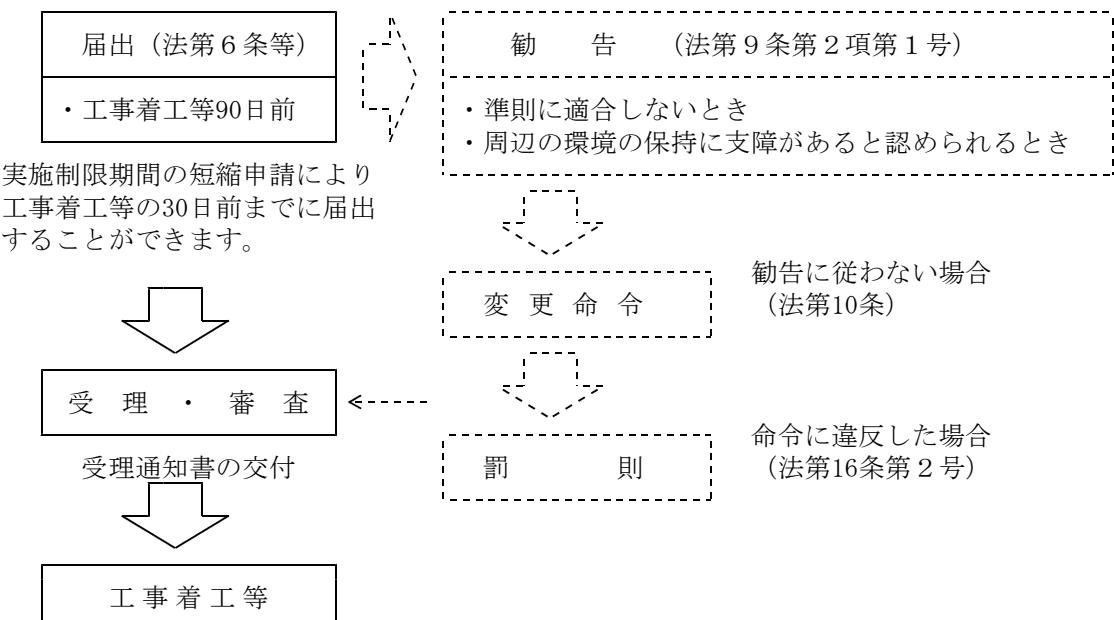
3 準則の概要

準則は、明確な水準を示すものであり、指針や参考ではなく、事業者がこれに拠るべき基準であり、特定工場は、次の準則で定める内容に適合しなければなりません。

- | | |
|---------------------------------------------|----------|
| ・ 敷地面積に対する生産施設面積の割合
(業種によって7段階に区分) ~9P参照 | 30~65%以内 |
| ・ 敷地面積に対する緑地面積の割合 | 20%以上 |
| ・ 敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む。）の割合 | 25%以上 |
| ・ 敷地周辺部に設置する敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む。） | 15%以上 |

※ 既存工場（昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等）に対しては、特例措置が設けられている。 ~7P参照

4 届出の流れ



5 届出の種類

特定工場には、次のとおり届出義務があります。

(1) 新設の届出（法第6条第1項）

特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）を行う場合には、工事開始時の90日前までに届出を行う必要があります。

- | | |
|-------------------------------------------|------------------|
| ア 埋立、造成工事を伴うもの | → 埋立、造成工事の開始時 |
| イ 埋立、造成工事を伴わないで
生産施設等の設置工事から開始
するもの | → 生産施設等の設置工事の開始時 |

(2) 変更の届出（法第7条第1項、法第8条第1項、一部改正法附則第3条第1項）

ア 届出を要する者

（ア）法第6条第1項の政令（特定工場の除外業種及び規模の下限）の改廃があった場合に、新たに適用を受けることになる特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が、その後最初に変更を行う場合（法第7条第1項）

（イ）既存工場（昭和49年6月28日に特定工場を設置している者、又は設置の工事をしていた者）で特定工場の規模を有する者が、昭和49年6月29日以後最初に変更（軽微なものを除く。）を行う場合（一部改正法附則第3条第1項）

（ウ）新設の届出又は上記に係る変更の届出をした者がその後変更（軽微なものを除く。）を行う場合（法第8条第1項）

イ 軽微な変更（規則第9条）

次に掲げる変更のみの場合は、軽微な変更として取り扱い、届出を要しません。ただし、次回届出を行うときに、変更した内容を届け出てください。

- ① 生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更
- ② 生産施設の修繕によるその面積の変更であって、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30m²未満のもの
- ③ 生産施設の撤去
- ④ 緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- ⑤ 緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設により、それぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）
- ⑥ 緑地の削減による面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10m²以下のもの（保安上その他やむを得ない事由によりすみやかに行う必要がある場合に限る。）

ウ 届出を要する変更事項

- (ア) 製品 (イ) 敷地面積 (ウ) 建築面積 (エ) 生産施設の面積
(オ) 緑地、環境施設の面積及び配置

(ア)製品

- a 日本標準産業分類における3ケタ分類に属する業種が、他の3ケタ分類に属する業種となるような変更（ある業種の廃止又は追加の場合を含む。）が行われる場合
- b 当該工場に適用される、準則で定める生産施設面積率が変更となる業種の変更が行われる場合
- c 当該工場に適用される既存生産施設用敷地計算係数が変更となる業種の変更が行われる場合

(イ)敷地面積 ~19P 参照

敷地面積の変更とは、工場敷地の買い増し、一部の売却、子会社、下請会社等への貸与、公有水面の埋め立て等工場の敷地面積が増加又は減少することをいい、工場敷地の買い増しや一部の売却等を行う場合は、当該不動産の移転登記の90日前までに敷地面積の変更の届出が必要となります。

(ウ)建築面積 ~20P 参照

建築面積を変更する場合に、同時に生産施設の面積の変更、緑地等の環境施設の面積及び配置の変更を行う場合は、建築面積の変更の届出が必要となります。

(エ)生産施設の面積 ~20P 以降参照

工場建屋、屋外プラント類等の生産施設の増設、スクラップアンドビルト等は、生産施設の面積の変更に該当し、生産施設面積の変更の届出が必要となります。

* スクラップアンドビルトとは、既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいいます。例えば、工場建屋の一部又は全部を土台から取り壊して当該部分を新たに設置し直すこと、又は屋外プラントの本体を取り壊して新たなプラント本体を設置することは、スクラップアンドビルトに該当します。

(オ)緑地、環境施設の面積及び配置 ~27P 以降参照

緑地、環境施設の面積の増加、減少とは、さく、置石、へい等で区画された土地の場合は、その区画の面積の増加（新設を含む。）、減少（除去を含む。）を行う場合をいい、緑地で区画がない場合は、緑地として面積を測定した部分を、新たなる緑化工事によって拡大するか区画のない緑地を新設する場合を緑地の面積の増加、当該部分を除去するか一部を緑地以外の他の用途に使用する等緑地といえる状態でなくなる場合を緑地の面積の減少といい、こうした場合には、緑地の面積の変更又は環境施設の面積の変更の届出が必要となります。

なお、減少する面積と増加する面積が同じ面積であっても、配置が変更となる場合には、緑地又は環境施設の配置の変更の届出が必要となります。

6 届出書の受理

工事等の開始日（工事を伴わない場合には、土地の移転登記又は契約日、製品の変更の日）から90日（法第11条第2項（7のイ（次ページ））の申請を行う場合は30日）前までに新設・変更の届出書が受理されている必要があります。

なお、期間の計算には、届出の受理日及び工事等の開始日は含みません。

7 実施の制限（法第11条）

ア 実施の制限

届出が受理された日から90日間してはならない新設、変更とは、次のとおりです。

<新設>

次のいずれかの工事に着手すること

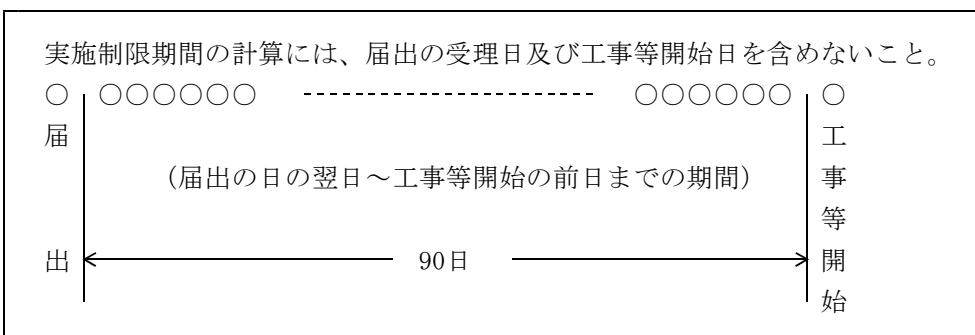
- ① 埋立工事
- ② 造成工事
- ③ 建築物、生産施設又は緑地その他の環境施設などの設置等に係る工事

<変更>

① 変更のための工事を伴う場合は、その工事に着手すること

② 変更の工事を伴わない場合

- ・ 敷地面積の変更 ----- 土地の移転登記（移転登記を伴わない場合は契約）の時点
- ・ 製品の変更 ----- 製品を変更する時点



イ 実施制限期間の短縮（法第11条第2項）

届出が受理された日から90日間は、新設、変更の工事等の実施が制限されますが、審査の結果原則として届出の内容が法第9条の勧告の要件(※)に該当しないと認められるときは、必要に応じてこの期間を短縮し、工事等の実施期間を解除することができることとなっています。

※ 法第9条の勧告の要件

- ① 特定工場の新設等によってその周辺の地域における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化するおそれがあると認められるとき。
- ② 当該地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を他の業種の製造業等の用に供することとすることが国民経済上きわめて適切なものであると認められるとき。
- ③ 生産施設の面積等に係る届出の内容が工場立地に関する準則に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ④ 指定地区に立地する特定工場からの汚染物質の排出量等の届出が同地区の他の工場の汚染物質との重合によりその周辺地域における大気又は水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

8 氏名等の変更の届出（法第12条）

新設又は変更の届出をした者が、氏名、名称又は住所を変更したときは、変更した日から、遅滞なく、氏名等の変更の届出が必要です。

ただし、社長等代表者の交代による氏名の変更は、届出を必要としません。

9 承継の届出（法第13条第3項）

新設又は変更の届出をした者の地位を承継した次の者は、承継した日から、遅滞なく、承継の届出が必要です。

ア 特定工場の譲受人、借受人

- イ 届出者が個人の場合の、届出をした者の相続人
- ウ 届出者が法人の場合の、届出をした者に合併があったときの合併後存続する法人又は合併により設立した法人

10 届出書類

(1) 新設又は変更の届出書類

No.	届 出 書 類	様 式	新 設	変 更	
				一部改正 法附則3 条1項	法8条1 項
1	特定工場新設（変更）届出書	様式第1	◎	◎	◎
	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書	様式B			
2	特定工場における生産施設の面積	別紙1	◎	◎	○
3	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2	◎	◎	○
4	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	別紙3	▲	▲	○
5	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4	△	△	○
6	特定工場の事業概要説明書	様式例第1	◎	◎	○
7	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図	様式例第2	◎	◎	○
8	特定工場用地利用状況説明書	様式例第3	◎	◎	○
9	特定工場の新設等のための工事の日程	様式例第4	◎	◎	○
10	特定工場における建築面積、生産施設面積、緑地及び環境施設面積一覧表	任 意	◎	◎	○
11	生産工程図	任 意	◎	◎	○
12	特定工場における各種図面及び表	任 意	◎	◎	○

注1 ◎…提出することが必要な書類

○…変更事項により提出することが必要な書類

▲…工業団地に設置される特定工場が、法第4条第1項第3号イに掲げる特例(13P参照)の適用を受けようとする場合に提出する書類

△…工業集合地に設置されている特定工場が、法第4条第1項第3号ロに掲げる特例(13P参照)の適用を受けようとする場合に提出する書類

注2 特定工場新設（変更）届出と併せて実施制限期間の短縮の申請を行う場合は、No.1の「特定工場新設（変更）届出書（様式第1）」に代えて、「特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（様式B）」を提出します。

(2) 氏名等の変更の届出書類

氏名（名称、住所）変更届出書（様式第3）

* 氏名（名称、住所）変更の確認のため、場合により法人登記簿謄本（写）等が必要となります。

(3) 承継の届出書類

特定工場承継届出書（様式第4）

* 承継の確認のため、場合により法人登記簿謄本、合併契約書（写）等が必要となります。

(4) 届出書類の作成方法

ア 用紙の大きさ

図面、表などのやむを得ないものを除き、日本工業規格A4版としてください。

イ 用紙のとじ方

(ア) 4の(1)の届出書類の項で掲げた順序（No.1～No.12）のとおりにとじることとしますが、No.12の

図面及び表については、書類の最後に封筒をとじ込んでその中に挿入してもかまいません。

(イ) 代理人による届出の場合は、委任状を、様式第1（又は様式B）のあとに綴じ込んでください。

第2 準則について

1 生産施設、環境施設の面積（既存工場を含む。）

(1) 新設工場の生産施設、環境施設の面積

	摘要	要	敷地面積に対する割合	面積の測り方	
生産施設	製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）の 電気供給業における発電工事の ガス供給業におけるガス供給工事の 熱供給業における熱供給工事の	<ul style="list-style-type: none"> ・機械又は装置が設置される建築物（工場建屋） ・屋外の機械又は装置などの生産プラント（屋外プラント） 	業種別に 30%から65%	工場建屋	屋外プラント
環境施設	緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの ・低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入がなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設 	20%以上 緑地面積のうち重複 緑地等は25%以内	25%以上 うち 工場等敷地周辺部に設置する敷地面積の15%以上	(樹林地) 原則として土地の面積 (低木、地被植物) 低木又は地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積
環境施設	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・噴水、水流、池、その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設等で工場又は事業場の周辺地域の生活環境保持に寄与するよう管理がなされているもの 			(修景施設、屋外運動場、広場) 区画された土地又は施設の面積 (屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設) 建築物の水平投影面積 (雨水浸透施設) 区画された土地又は施設の面積(当該施設が地表に出ている面積に限る。)

準則における工場敷地利用の考え方

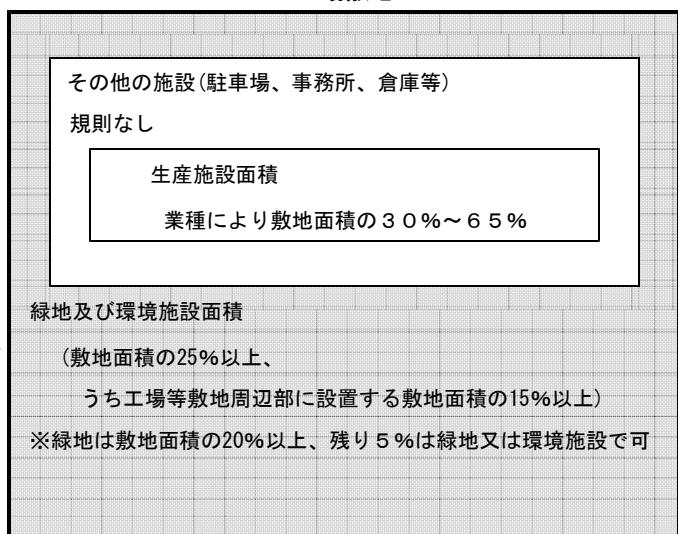
※環境施設には、緑地を含みますので、

緑地面積率を20%確保すれば、同時に環境施設面積率も20%確保したこととなり、敷地面積5%以上の面積の緑地以外の環境施設を確保すれば、環境施設面積率25%以上確保するという準則に適合することとなります。

また、緑地面積率を25%以上確保すれば、同時に環境施設面積率も25%以上確保したことになりますので、緑地以外の環境施設を設置する必要はありません。

ただし、工場敷地周辺部に敷地面積に対しても15%以上の環境施設（緑地を含む。）を設置する必要があります。

工場敷地



(2) 既存工場の生産施設、緑地、環境施設の面積 ~ 特例(緩和)措置

ア 昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場等」という。）において、昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、準則第1条の規定に適合する生産施設の面積、同第2条の規定に適合する緑地の面積及び同第3条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれの次の各号に掲げる式によって行います。～二以上の業種に属する場合の算定式等は11P参照。

(ア) 単一業種の既存工場が増設できる生産施設の面積

$$P_0 \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とします。

これらの式において、 P 、 γ 、 S 、 P_0 、 α 及び P_1 は、それぞれ次の数値を表します。

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する別表第1の左欄に掲げる業種についての同表の右欄に掲げる割合

S 当該既存工場等の敷地面積

P_0 昭和49年6月28日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計

α 当該既存工場等が属する別表第2の左欄に掲げる業種についての同表の右欄に掲げる数値

P_1 昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更が行われた場合におけるその変更に係る面積の合計（昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

(イ) 単一業種の既存工場が生産施設の増設に伴い設置すべき緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$

とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とします。

これらの式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表します。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する別表第1の左欄に掲げる業種についての同表の右欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

下記の1、2のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさない場合には、上記の算定式により求まる緑地の面積に満たなくとも建替えを可能とします。ただし、ビル面積がスクラップ面積を超えない部分に限ります。

1 対象工場要件

以下の①かつ②に該当する場合

- ① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること
- ② 建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積が一定量改善されること

2 生活環境保全等要件

以下の①から③のいずれか1つに該当する場合

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
- ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
- ③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

(ウ) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} (0.25 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} (0.25 - \frac{E_0}{S}) > 0.25 S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25 S - E_1$
とし、 $0.25 S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とします。

これらの式において E 、 P 、 γ 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとします。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する別表第1の左欄に掲げる業種についての同表の右欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

下記の1、2のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさない場合には、算定式により求まる環境施設の面積に満たなくとも建替えを可能とします。ただし、ビル面積がスクラップ面積を超えない部分に限ります。

1 対象工場要件

以下の①かつ②に該当する場合

- ① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること。
- ② 建替え後に環境施設の整備に最大限の努力をして環境施設面積が一定量改善されること。

2 生活環境保全等要件

以下の①から③のいずれか1つに該当する場合

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
- ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
- ③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

別表第1

(平成27年5月25日付け財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号により一部改正)

業種の区分	敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第1種 化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	100分の30
第2種 伸鉄業	100分の40
第3種 窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	100分の45
第4種 鋼管製造業及び電気供給業	100分の50
第5種 でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	100分の55
第6種 石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	100分の60
第7種 その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	100分の65

別表第2

(平成20年5月26日付け財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号により一部改正)

業種の区分	既存生産施設用 敷地計算係数
他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1. 2
化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業(清酒製造業を除く。)、動植物油脂製造業、でんぶん製造業、製材業・木製品材製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業(ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬品原薬製造業を除く。)を除く。)、石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業を除く。)、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)、高炉によらない製鉄業、製鋼及び製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業(可鍛鋳鉄製造業を除く。)、非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属铸物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業(長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。)、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1. 3
有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。)、はん用機械器具製造業(動力伝導装置製造業、消火器具・消化装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)を除く。)、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具・配線附属品製造業を除く。)、産業用電気機械器具製造業及び舶用機関製造業	1. 4
ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1. 5

兼業の特例計算式（複数業種の場合）

1 兼業の新設工場

工場等が別表第1（9P）の上欄に掲げる二以上の業種に属するときは、新設の規定に適合する生産施設の面積の算定は、次の式によって行うものとします。

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

2 兼業の既存工場等について

昭和49年6月29日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \quad \text{とします。}$$

1と2の式において、n、Pi、γi、S、m、P0i 及びαi は、それぞれ次の数値を表わすものとします。

n 当該工場等が属する業種の個数

Pi i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計（i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は当該減少に係る面積の合計を減じたもの）又は既存工場等が昭和49年6月29日以後に行う i 業種に属する生産施設の面積の変更に係る面積の合計（昭和49年6月29日以後に i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

γi i 業種についての別表第1の下欄に掲げる割合

S 当該工場等の敷地面積

m 昭和49年6月28日における当該既存工場等が属する業種（その日に設置のための工事が行われている生産施設が属する業種を含む。）の個数

P0i 昭和49年6月28日に設置されている i 業種に属する生産施設の面積、又は設置のための工事が行われている i 業種に属する生産施設の面積の合計

αi i 業種についての別表第2の下欄に掲げる数値

3 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とします。

これらの式において、G、n、Pj、γj、G0、S 及びG1は、それぞれ次の数値を表わすものとします。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

Pj 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γj 業種についての別表第1の下欄に掲げる割合

G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものも含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものも含む。）の面積の合計

4 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、n、P_j、γ_j、E₀、S 及びE₁は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E	当該変更に伴い設置する環境施設の面積
n	当該既存工場等が属する業種の個数
P _j	当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積
γ _j	業種についての別表第 1 の下欄に掲げる割合
E ₀	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
S	当該既存工場等の敷地面積
E ₁	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

5 兼業かどうかの判断

1 の工場が兼業かどうかの判断は、原則として当該工場から出荷される製品で判断する。

- ① 自動車工場やピアノ製造工場のように当該工場で生産されるすべての半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものである場合は、兼業扱いとせず、最終の製品の製造業の工場とする。
- ② 工場で生産される半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものであるとともに、当該工場から出荷もされる場合には、最終の製品の製造業と当該出荷される半製品又は中間製品の製造業を兼業している工場とする。
- ③ 工場の生産形態で業種分類がなされる工場の場合（例えば、高炉による製鉄業、電気炉による製鋼及び圧延業、石油化学系基礎製品製造業、石油精製業等の工場は複数の製品を一貫工程の範囲で生産・出荷するが1つの工場として取り扱われている。）は出荷される製品の種類の如何によらず一つの業種の工場として取り扱う。

（例 1）段ボールシートと段ボール箱を製造している工場の場合、段ボールシートと段ボール箱をそれぞれ出荷する場合は、段ボールシート製造業（加工紙製造業）及び段ボール箱製造業（紙製容器製造業）の兼業であるが、段ボールシートを全部段ボール箱にして段ボール箱のみ出荷する場合は、この工場は段ボール箱製造業に属する。

（例 2）棒鋼、線材、厚板、薄板、帶鋼、钢管などの鋼材を一貫して製造する工場は高炉による製鉄業に属するが、表面処理、伸線等を含めて行う場合も高炉による製鉄業に属する。

（例 3）パルプから紙を一貫して製造する工場で、紙製品及び紙製容器を合わせて製造し、それぞれ出荷する場合は、パルプ製造業及び紙製造業、紙製品製造業、及び紙製容器製造業の兼業である。

2 工業団地の特例（法4条第1項第3号イ、準則第5条）

次の工業団地（製造業等に係る2以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）に工場又は事業場を設置する場合には、工業団地入居工場の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積は、工業団地の非分譲の緑地、環境施設等（工業団地共通施設）を含めて計算できることとしています。

～15P参照

[工業団地の特例的基準が適用される工業団地]

工業団地名	所在地
崎守埠頭都市再開発団地	室蘭市
苫小牧東部地域	苫小牧市、厚真町、安平町
帶広製材団地	帶広市
広島第二工業団地	北広島市
岡山工業団地	岩見沢市
安平工業団地	安平町
函館臨空工業団地	函館市
石狩湾新港工業団地	石狩市、小樽市
大塚グループ工業団地	釧路市
千歳臨空工業団地	千歳市
芦別団地	芦別市
空知団地	美唄市、奈井江町
大曲新工業団地	北広島市
早来臨空工業団地	安平町
大曲第三工業団地	北広島市
南幌工業団地	南幌町
札幌ハイテクヒル真栄	札幌市
東神楽工業団地	東神楽町
音更町I C工業団地	音更町
北広島輪厚工業団地	北広島市

3 工業集合地の特例（法第4条第1項第3号ロ、準則第6条）

工業集合地（製造業等に係る2以上の工場又は事業場が集中して立地する一団の土地（工業団地を含むものを含む。）をいう。以下同じ。）に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地に工場又は事業場を設置する場合に、工業集合地及び緑地又は環境施設について一体として配慮することが適切であると認められる場合には、工場敷地面積、緑地面積及び環境施設面積を計算上求める方法として、隣接緑地等の面積を当該隣接緑地等の整備につき工場集合地に工場等を設置する者が負担する費用の割合に応じて比例配分し、固有の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算できるものです。～16P参照

（1）工業集合地の定義

- ア 「製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する」とは、二以上の製造業等に係る工場又は事業場の用に供するための敷地を指し、住宅等の用に供するための敷地は含まない。
- イ 「土地」は、工業団地のように計画的に取得され、又は造成される必要はなく、既存の工業地帯のように、従来からの事業活動の過程で工場等が自然発生的に集中して立地する土地でもよい。
- ウ 「一団の土地」とは、物理的に一連の土地の他、道路、川等に分断されていても、一体性をもった土地を含む。ただし、工場等の用に供するための敷地が二以上であっても各々が点在して存在する場

合には対象とならない。

(2) 隣接緑地等の定義等

ア 「工業集合地に隣接する」とは、工業集合地に少なくとも一部隣接している必要があり、住宅等を隔てたいわゆる「飛び緑地」は認めない。

イ 「計画的に整備される」とは、工業集合地の形成に伴って、緑地等が計画的に整備される場合を指し、手入れのされない単なる自然林、原始林や工業集合地の形成と無関係に整備された緑地等は該当しない。

また、整備とは、敷地の取得又は造成のみだけでなく、緑地及び環境施設の設置又は管理までをも含む概念であるため、造成を伴わず、単に管理がなされる場合であっても特例の対象となる。

ウ 「緑地」の認定にあたっては、下記の要件を満たすよう配慮するものとする。

- ① 地域の周辺生活環境との調和に資すること
- ② 敷地外における緑地などについても恒久性が担保されること
- ③ 地域における緑地などの整備の前進につながること
- ④ 緑地等の整備又は管理に要する費用の一部を事業者が、原則負担していること

エ 例外的なケースとして、地方公共団体が全額費用を負担して緑地等を整備する場合であっても、当該緑地等が法第4条第1項第3号ロ(工業集合地)に定める要件に合致するととともに、周辺の生活環境の改善に寄与する場合には、特例の対象から除外せず、市町村の判断で適用を行うことができます。

工業団地の特例計算式

1 敷地面積

$$\frac{\text{当該工場等の敷地面積} \quad m^2 + \text{工業団地共通施設の面積} \quad m^2 \times \\ \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積}} \left(\frac{m^2}{m^2} \right) = \quad m^2 \cdots \cdots A}{\longrightarrow X \text{とする。}}$$

2 緑地の面積

$$\frac{\text{当該工場等の緑地面積} \quad m^2 + \text{工業団地共通施設のうち緑地面積} \quad m^2 \\ \times \quad X \quad \left(\frac{m^2}{m^2} \right) = \quad m^2 \cdots \cdots B}{}$$

3 環境施設の面積

$$\frac{\text{当該工場等の環境施設面積} \quad m^2 + \text{工業団地共通施設のうち環境施設面積} \quad m^2 \\ \times \quad X \quad \left(\frac{m^2}{m^2} \right) = \quad m^2 \cdots \cdots C}{}$$

・生産施設面積率 $\frac{\text{当該工場等の生産施設面積}}{A} \left(\frac{m^2}{m^2} \right) \times 100 = \%$

・緑地面積率 $\frac{B}{A} \left(\frac{m^2}{m^2} \right) \times 100 = \%$

・環境施設面積率 $\frac{C}{A} \left(\frac{m^2}{m^2} \right) \times 100 = \%$

4 特例を適用するか否かの基準

工業団地の計算特例は、緑地等の工業団地共通施設を当該工業団地について一体のものとして取扱うことが適切であると判断される場合に適用することとするが、その判断の基準は次のとおりである。

①工業団地の造成の計画に一体性があり、かつ、計画の確実性が高いものであること。

②工業団地の共通施設の面積の合計がある程度まとまった大きさを持ち、その中で緑地の面積の割合が20%以上かつ環境施設の面積の割合が25%以上であって、当該環境施設の配置も、周辺の生活環境の保持に積極的に貢献するよう配慮されていること。

ただし、国の準則に代えて適用される条例を制定している地域に存する工業団地においては、緑地面積及び環境施設面積の割合はそれぞれその条例に定められる値とする。

なお、計算特例では一つの工業団地の工場のうち一部工場にのみ適用することはせず、工業団地ぐるみで適用するか否かを判断するものとする。

工業集合地の特例計算式

1 敷地面積

$$\begin{aligned}
 & \text{当該工場等の敷地面積} + \text{隣接緑地等の面積} \times \\
 & \quad \frac{\text{隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}} \\
 = & \quad m^2 + m^2 \times \frac{\text{円}}{\text{円}} \quad \cdots \cdots A
 \end{aligned}$$

2 緑地の面積

$$\begin{aligned}
 & \text{当該工場等の緑地面積} + \text{隣接緑地等のうち緑地面積} \times \\
 & \quad \frac{\text{隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}} \\
 = & \quad m^2 + m^2 \times \frac{\text{円}}{\text{円}} \quad \cdots \cdots B
 \end{aligned}$$

3 環境施設の面積

$$\begin{aligned}
 & \text{当該工場等の環境施設面積} + \text{隣接緑地等のうち環境施設面積} \times \\
 & \quad \frac{\text{隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}} \\
 = & \quad m^2 + m^2 \times \frac{\text{円}}{\text{円}} \quad \cdots \cdots C
 \end{aligned}$$

・生産施設面積率 $\frac{\text{当該工場等の生産施設面積}}{A} \left(\frac{m^2}{m^2} \right) \times 100 = \% \quad \text{A}$

・緑地面積率 $\frac{B}{A} \left(\frac{m^2}{m^2} \right) \times 100 = \% \quad \text{A}$

・環境施設面積率 $\frac{C}{A} \left(\frac{m^2}{m^2} \right) \times 100 = \% \quad \text{A}$

第3 用語等の解釈について（工場立地法解説・運用例規集から）

1 製造業等に係る工場又は事業場

(1) 「製造業等」の範囲は、原則として日本標準産業分類（総務省）による製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気業、ガス業又は熱供給業とする。農林漁業、鉱業、建設業、卸売業、小売業、金融保険業、不動産業、鉄道業、倉庫業、運輸業、サービス業等は含まれない。

また、製造業に含まれる物品の加工修理業とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取ること。）と修理をそれぞれ合わせて行う船舶製造・修理業、鉄道車輌製造業等の事業をいい、自動車整備業のように単に修理のみを行う事業は物品の加工修理業に含まれない。

(2) 「製造業等に係る工場又は事業場」とは、規則第2条による生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいう。したがって、本社、営業所、変電所、石油油槽所等は生産施設を有しないので工場等としない。

次のようなものは製造業等に係る工場又は事業場に含まれないと考えられる。

[工場又は事業場に含まれないもの]

- ① 工場とは別の団地（工業団地ではなく、「一の団地」の団地を意味する。）にある、独立した本社、支店、営業所、倉庫、中継所等（これらに付随して、選別、梱包、混合等を行うものを含む。）
 - （例1）油槽所（潤滑油ベースに添加剤を加えて出荷する油槽所を含む。）
 - （例2）石炭の集荷、出荷場（混炭を行う石炭の集荷、出荷場を含む。）
- ② 農林水産物の出荷のために、選別、洗浄、包装等を行う事業場（選果場、ライスセンター等）
- ③ 業として保管を行う事業場で当該保管業務に付随して選別、梱包、包装、混合等を行う事業所
- ④ 修理を専業とする事業場（自動車整備場、機械器具修理場）
- ⑤ 電気供給業に属する変電所、ガス供給業に属するガス供給所
- ⑥ 鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所等
- ⑦ L Pガスを充填して小売する事業所等
- ⑧ 機械又は装置を設置している職業訓練所、学校等
- ⑨ 自家発電所等

しかし、次のようなものは製造業等に係る工場又は事業場となる。

- ① 別法人格の共同火力発電所及び製造業等に属する工場の自家発電所で当該工場とは別の団地にあるものはすべて電気供給業として対象となる。
- ② 別法人格の共同熱供給所及び製造業等に属する工場の自家用の熱供給所で当該工場とは別の団地にあるものはすべて熱供給業として対象となる。
- ③ 別法人格の共同のガス製造工場及び製造業等に属する工場の自家用のガス製造工場で当該工場とは別の団地にあるものはすべてガス供給業として対象となる。
- ④ 特定の需要者に対し熱、電気、ガスのうち2つ以上のものを供給する事業所（いわゆるユーティリティ会社）は、それらの業種の兼業（11P参照）に属するものとして、対象とする。

2 一の団地（連続した一区画内の土地）

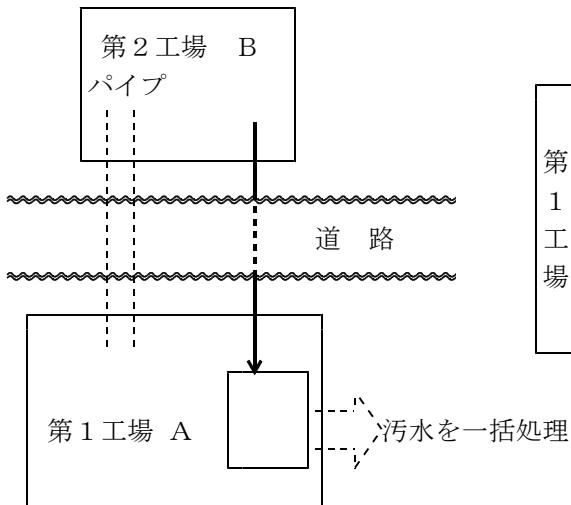
一の団地とは、連続した一区画内の土地をいい、いわゆる工業団地のことではない。したがって、道路、河川、鉄道等により2分されている場合は、通常は一の団地ではないが、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるが、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関連があり一体をなしている場合は、一の団地と解する。

一の団地内の判断は、次の事例を参考とされたい。

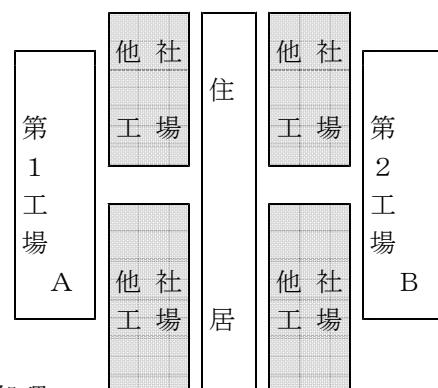
(1) 第1工場と第2工場の間に道路をはさんでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、A及びBを一の団地とする（例1参照）。

(2) 第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合は一の団地内としないので、第1工場の敷地面積はA、第2工場の敷地面積はBとなる（例2参照）。

(例1)

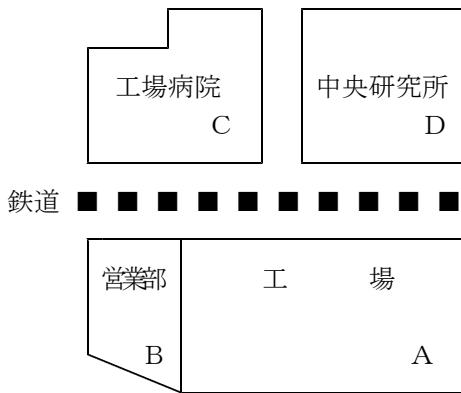


(例2)



(3) 鉄道を隔てて工場と病院、研究所とがあり、同一法人の所有敷地である（それぞれ区画ははっきり区別できるものとする。）場合で、研究所も中央研究所のように直接工場と関係がない場合は一の団地としない。なお、病院は敷地面積から除かれる（19P3(3)参照）。したがって、A及びBを一の団地とし、工場敷地面積はA+Bとなる（例3参照）。

(例3)

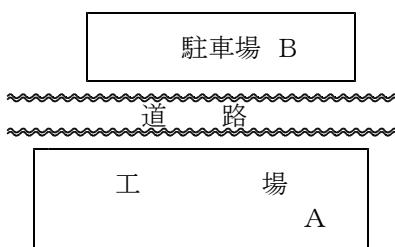


(4) 道路、鉄道等をはさんで、工場と駐車場とがある場合は一の団地とするので、工場敷地面積はA+Bとなる（例4参照）。

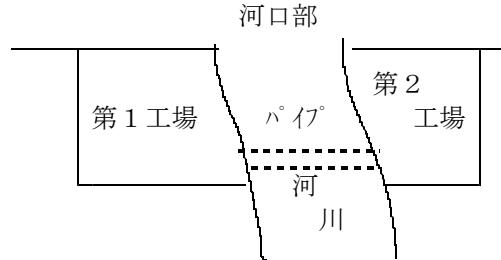
(5) 飛地に運動場、体育館などがある場合は、一の団地としない。

(6) 高速道路等の幅の広い道路、又は河口部等の非常に幅の広い河川等が間に入る場合で工場の規模と比較して社会通念上、一の団地と解し難いものは、一の団地としない（例5参照）。

(例4)



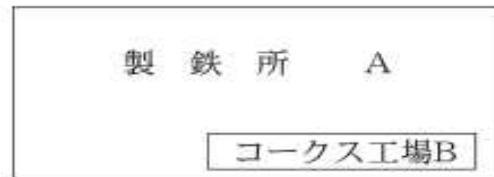
(例5)



3 工場等の敷地面積

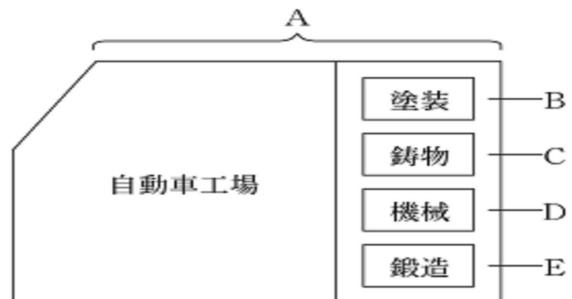
- (1) 工場等の敷地面積とは、工場等の用に供する土地の全面積をいう。工場等の用に供する土地には、社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれないが、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は含まれる。
- (2) 所有地でも借地等のいかんを問わず、当該工場等のように供する土地の面積をいう。したがって、子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は親会社の工場敷地から除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となる。ただし、建設、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれるものと解する。
- (例6) 自社工場敷地内に法人格の異なる工場がある場合

製鉄所の敷地面積は、コークス工場の敷地面積を除いたA-Bとする。



- (例7) 自社工場の敷地の一部を関連下請工場（法人格は異なる。）に貸地としている場合

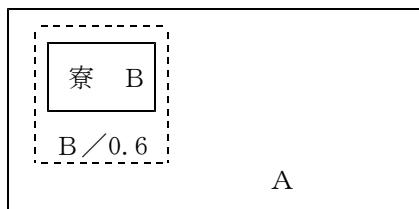
自動車整備工場の敷地面積はA - (B + C + D + E)とする。



- (3) 社宅、寮又は病院の用に供する土地の範囲に明確な仕切がない場合には、社宅、寮又は病院の建築面積を0.6で除した面積を除外する（例8参照）。なお、病院には患者の収容施設を有する診療所を含むものとする。

(例8)

Aは全体の面積、Bは寮の建築面積とすると
工場敷地の面積は(A-B/0.6)となる



- (4) 海、河川、堀割、クリーク等公有水面上を埋立によらないで工場の用に供する施設の一部として使用している場合は当該水面は工場敷地面積には含めない。例えば、公有水面に材木を浮かべた貯水場や浮きドック、桟橋等の面積は工場敷地面積に含めない。

4 工場等の建築面積

工場等の建築面積とは、工場等の建築物（社宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積をいう。その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による。

すなわち、建築物（地階で地盤面上1m以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので、当該中心線から水平距離1m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1m後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積を測定する。

5 生産施設

生産施設とは、規則第2条に規定する施設（※）をいい、物品の製造工程を形成する機械又は装置とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。）をいう。

(1) 事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは生産施設としない。

(2) 倉庫関連施設

- ① 原材料、資材、製品又は機器類の倉庫、置き場、若しくはタンク等もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設は生産施設としない。
- ② 倉庫又は置場に付随した原材料の仕分け施設、納入品の検査所、原材料又は最終の製品の抜取検査施設、計量施設は生産施設としない。

(3) 半製品又は中間製品のタンク・倉庫

半製品又は中間製品とは、当該工場における最終の製品に至るまでの製造工程の途中段階までに製造されるものをいうが、そのものの大半が販売品として、又は、系列会社等の原料として出荷される場合は当該工場における製品とみなし、半製品又は中間製品とはしないものとする。

- ① 半製品又は中間製品のタンクが製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合には生産施設とする。ただし、原材料又は最終の製品のタンクヤード内の一部に設置されている半製品又は中間製品のタンクは生産施設としない。
- ② 半製品又は中間製品の倉庫が規則第2条第1号の建築物（以下「工場建屋」という。）の中に含まれる場合には当該工場建屋を生産施設とする。
- ③ 原材料や製品の倉庫に半製品や中間製品が置かれていても当該倉庫は生産施設とはしない。

(4) タンク付随施設

生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置は当該タンクと一体の貯蔵施設とし、生産施設としない。

※ 生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

- 1 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物
- 2 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る付帯施設であって周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）

- ・地下に設置される施設

地下に設置される施設とは、地下に埋設される施設又は地下室に設置される施設をいい、生産施設としない。

- ・主要な部分に係る付帯施設

主要な部分に係る付帯施設とは、製造工程等形成施設のうち用益施設（次ページ（6））をいう。

(5) 出荷・輸送関連施設

- ① 生産工程の一環として製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う施設は生産施設とする。
医薬品の粉体を包装紙に包み、これをびん詰にし、紙箱に詰める施設やビールの瓶詰施設、セメント工場のセメント袋詰施設等は、生産工程の一環としての製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う生産施設とする。
- ② 倉庫、置場に付随して最終の製品を出荷するための施設は生産施設としない。
- ③ 屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等のもっぱら輸送の用に供する施設は生産施設としない。

(6) 用役施設

- ① 受変電施設及び用水施設を除いて用役施設は生産施設とする。
用役施設のうち、主に自家用の電気を発電するために設置される施設（水力、地熱、風力又は太陽光を原動力とするものを除く。）、ボイラー（純水製造設備を含む。）、コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等の施設は生産施設とする。
用役施設から除かれる受変電施設とは変電所、開閉所、受電施設等をいい、用水施設とは工業用水の取水・貯水施設、冷却塔、排水施設等をいう。
- ② ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設であって規則第2条にいう製造工程等の用以外にもっぱら供されているもの、たとえば、事務所用の空気調節施設（すなわち、ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等。）又は出荷施設や用水施設の用に供されているコンプレッサー、ポンプ等は生産施設としない。ただし、製造工程等の用に一部共用されるボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設は生産施設とする。
また、工場建屋のための空気調整施設は製造工程等の用に供するので生産施設とする。

(7) 排煙施設

煙突、煙道等排煙施設は排水施設に準ずるものとし、生産施設としない。

(8) 検査所（試験室）

製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室は生産施設とするが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室は生産施設としない。

(9) 修理工場

製造・加工と修理を合わせて行う修理工場は生産施設とするが、当該工場の機器類の修理のための部品の取り換え等（切断又は曲げ等の低次な加工を含む。）によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場は生産施設としない。

治工具（工場で生産のために使用する治具又は工具）を製造し、併せて生産施設の修理をする工場建屋、あるいは金型製造と修理を併せて行う工場建屋等は生産施設とする。

(10) 公害防止施設

自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とし、生産施設としない。たとえば、重油脱硫施設等はこの意味から生産施設である。しかし、当該施設によって有用成分の回収又は副産品の生産を行う場合は、次の考え方によるものとする。

- ① 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を自己の主製品の原材料として使用する場合において、次のいずれにも該当するときにおける当該有用成分を原材料として使用するための加工等の用に供される施設は公害防止施設とする。
 - ア 当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。
 - イ 当該有用成分を原材料として使用するための加工等を行うことにより、その原材料を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

② 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を製品化する場合において、次のいずれにも該当するときにおける当該製品化工程の用に供される施設は公害防止施設とする。

ア 当該有用成分を廃棄することにより公害が生ずる恐れがあると認められる事情があること。

イ 当該有用成分を製品化して販売することによりその有用成分をそのまま廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

以上の具体例を示すと、クラフトパルプ製造工程における黒液燃焼装置、非鉄金属製錬業における硫酸回収施設は生産施設であるが、発電所における排煙脱硫施設は公害防止施設として取り扱うものとする。

(11) 排水処理施設等

ア 排水処理施設からの排水を再度循環利用する場合であっても、当該排水処理施設は生産施設としない。

イ 工場からのばい塵又は粉塵の防除を行うための集塵施設であって有用成分の回収を行わないものは生産施設としない。

ウ 製造業の用に供するLNG、LPGの気化装置は生産施設とする。

エ ガス製造工程におけるコークス炉ガスの脱硫施設は生産施設とする。

オ 高炉ガスからのアンモニア回収施設は生産施設とする。

カ サルファイドパルプ製造工場の廃液濃縮燃焼装置は生産施設としない。

キ アルコール製造工場における蒸留廃液の濃縮燃焼施設は生産施設としない。

ク 製鉄工場、金属製品製造工場における廃酸、廃アルカリ回収施設は生産施設とする。

ケ セミケミカルパルプ、ケミグランドパルプの廃液濃縮燃焼装置は、生産施設としない。

コ 製鉄工場において自家消費するコークス炉ガスを公害防止を目的とする脱硫する施設は、生産施設しない。

(12) 休廃止施設

一時的な遊休施設は生産施設とする。また、廃止された施設であっても撤去されない限り原則として生産施設とする。

(13) 試作プラント

試作品、開拓品等を製造、研究する施設は原則として生産施設から除外するが、当該試作のための施設の規模性能等からみて実稼働プラントに移行する可能性のあるもの、あるいは当該試作品等を販売する場合は、この限りでない。

(14) コントロールハウス

生産機能の集中制御のための建築物は生産施設とする。

(15) 副資材製造工場等

製品の出荷のための梱包材を製造する工場建屋や铸物用木型又は金型を製造する工場建屋、工場の自家用の生産用機器、工具等を製造する工場建屋はすべて生産施設とする。

(16) 屋外作業場

屋外の作業場（屋外の作業場の作業環境の改善のため、次に掲げる日除け用構造物又は移動屋根によって覆われる作業場を含む。）は生産施設としない。ただし、当該作業場内の生産の用に供する機械又は装置（作業定盤及びクレーンを除く。）は生産施設とする。

① クレーンで吊り上げ移動する、簡易な構造の日除け

② 屋根及び柱を含む一体が軌条上を移動する簡易な構造の移動屋根であって、静止した状態で移動するための軌条間面積の1/3を覆う程度の小規模のもの

(17) 混合、調合施設

単に混合、調合を行う行為でも、生産工程の一環として製品又は半製品を製造するための加工行為であるものは、生産施設とする。たとえば、農薬の混合、無機薬品の混合又は清涼飲料の原液と清涼飲料剤の調合等の施設は生産施設とする。

(18) 技術訓練施設

技術訓練所の訓練施設は生産施設としない。

(19) 季節的に用途が変わる建築物

でんぶん製造や清酒製造のように、生産活動を行う時期が季節的である場合で、工場建屋の用途が季節的に異なる場合でも、生産施設とする。

(20) 冷蔵施設等

冷凍食品を製造するための冷凍施設等生産工程を形成する冷凍施設は生産施設とする。

しかし、でき上がった冷凍食品を出荷又は保存するために冷蔵しておく冷蔵施設は生産施設としない。

(21) 養生施設

コンクリート製品の屋外の養生場は生産施設でないが、屋内で養生を行う場合、当該養生を行う建築物は生産施設とする。

(22) 電気供給業における生産施設

- ① 発電工程前の原燃料の受入、貯蔵、輸送施設は生産施設としない。ただし、石炭の粉碎機、LNGの氣化装置、レギュレーターは生産施設とする。
- ② 発電工程を形成する機械又は装置とは、ボイラー本体、再熱器、タービン本体、復水器本体、給水ポンプ、給水加熱器、給水処理装置、ボイラー水処理装置、ボイラーに付属する空気予熱器、蒸気配管、発電機、励磁機等をいい、生産施設とする。
- ③ 独立した変電施設（主変圧器を含む。）、開閉所、冷却池、冷却塔、取水施設、受電施設は生産施設としない。
- ④ 原子力発電に係る廃棄物貯蔵施設、核燃料貯蔵施設、淡水源施設（ダム、プール等）は生産施設としない。
- ⑤ 発電工程を形成する機械又は装置の主要な部分に係る附帯施設として設けられる太陽光発電施設については生産施設としない。

(23) 石炭ガスによるガス供給業の生産施設

ガス製造工程前の原料の受け入れ、貯蔵又は輸送の施設である石炭クレーン、貯炭場又はコンベアー等は生産施設としないが、石炭の粉碎機、混合機及びこれに付属した制御室並びにガス製造施設、ガス精製施設、コークス製造施設及びタル精製施設等は生産施設とする。

ア ガス製造施設は石炭ガス発生炉、消火塔及びこれらに付随する空気圧縮機、押出機、制御室、装炭車、消火車、コークガイド車、並びにこれらが設置されている区画内にあるドライメイン等の配管で構成され、生産施設とするが、消火水の沈殿槽（消火用ポンプを含む。）、沈殿粉処理施設は生産施設としない。

イ ガス精製施設は、冷却装置、タル排除器（コットレルを含む。）、ガス排送機、硫安回収施設（硫安飽和器、結晶槽、硫酸計量槽、蒸留塔、分離機、その他の補機類）、スクラバー、脱硫施設、ガス軽油回収施設、熱量調節装置等及びこれらが設置されている区画内にある配管で構成され、生産施設とするが、硫酸タンク、硫安の倉庫、脱硫剤の倉庫、洗净油受入槽、ガス軽油出荷槽は生産施設としない。

- ウ コークス製造施設は炉前ワーク、粉碎装置、ふるい分け装置及び選別装置で構成され、生産施設とするが、屋外ベルトコンベヤ、出荷用の計量施設等は生産施設としない。
- また、ガスホルダー、ガス供給のための出荷用の圧送機、クーラー、付臭施設及び熱量調節施設の出口以降のガスの本管は生産施設としない。
- エ タール精製施設は、ガス液タール分離槽、タール槽、タール蒸留施設及びこれに付随する施設で構成され、生産施設とするが、ガス液槽、ガス液管は生産施設としない。
- オ 熱量測定室及びコントロールハウスは生産施設とする。

(24) 原油、ナフサ、LNG又はLPGによるガス供給業の生産施設

原油又はナフサによるガス製造の場合の生産施設は、ガス発生器、増熱器、原料加熱炉、蒸気予熱器、熱交換器、廃熱ボイラー、CO変成装置、脱硫施設、油圧又は水圧等の動力発生装置、制御室、送風機、レリーフホルダー等及びこれらが設置されている区画内にある配管等をいう。

また、LNG又はLPGによるガス製造の場合における生産施設は、ガス発生器、熱交換器、制御室及びこれらが設置されている区画内にある配管等をいう。

(25) 熱供給業における生産施設

熱供給業における生産施設は、ボイラー（蒸気ボイラー、温水ボイラー）、ボイラー循環ポンプ、電動駆動冷凍機、蒸気タービン駆動冷凍機、吸式冷凍機、加圧タンク、蒸気ヘッダー、ホットウェルタンク、給水ポンプ、熱交換機等をいう。

独立した燃料の受入れ、輸送又は貯蔵の施設、灰の搬出、輸送の施設、蓄熱槽及び供給導管等は生産施設としない。

6 生産施設の面積の測定方法

生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定する。

(1) 規則第2条第1号の建築物の面積の測定方法

建築基準法施行令第2条第1項第2号の測定方法による。すなわち建築物（地階で地盤面上1m以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1m後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積を測定する。

建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置されている場合における生産施設の面積は、原則として、当該建築物の全水平投影面積とするが、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるもの（※）がある場合には、当該床面積を除いた面積とする。

※ 「同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるもの」

同一建築物内の倉庫等のうち生産施設面積から除くことができる場合を定める基準は、「実質的に倉庫等のために供される建築物であるか否か」にあり、上記の「壁で明確に仕切られている」場合以外でも構造面において明確に区分されている場合は、これを生産施設から除くことができるものと解せられる。

（例） 壁の一部に連絡通路の扉のある場合又は壁の一部を連絡配管若しくはコンベアが貫通しているような場合も、壁で明確に仕切られているものとして取り扱ってよい。ただし、同一建築物の天井にクレーンが設置されて吹きぬけとなっており、壁が床から中空までしかないような場合及び移動式カーテンウォール、のれんに類するようなカーテン、つい立て等によって仕切られているような場合は、実質的に別の建築物とはみなされず当該建築物全体が生産施設として取り扱うものとする。

① 同一建築物内の一般管理部門の事務所

同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる一般管理部門の事務所とは、工場全体の管理部門の事務所をいい、単に製造部門の現場監督事務所、現場作業事務所等をいうものではない。

② 同一建築物内の原材料又は完成品の倉庫

同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる倉庫は、原材料若しくは完成品の倉庫であるが、資材倉庫、機器類の倉庫で壁で明確に仕切られている場合は、これに準じるものとする。

③ 同一建築物内の社宅、寮及び病院等

同一建築物のうち、社宅、寮、病院、休憩所、更衣室及び便所については壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものは、生産施設面積から除くものとする。

④ 二階建以上の建築物

1階が倉庫で2階に生産施設がある建築物等について、当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設である。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とする。

(2) 規則第2条第2号のプラント等の屋外の生産施設の面積の測定方法

屋外にある生産施設の面積は、原則として、水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。(原則として地盤面上1m未満の基礎部を除く。) その場合、面積を測定する図面は、工場の建設計画の段階で製造工程を形成する機器類等の主要施設の配置を明らかにした図面(通称プロットプラン図)を用いるものとする。

水平投影図の外周のとり方等は次によることとする。

① 塔、槽等の機器類又は装置の面積の測定方法

ア 塔、槽等の機器類又は装置の架台がある場合には、架台の投影面積又は機器類若しくは装置の水平投影面積の大きい方とする。

イ 架台のない場合には、機器類又は装置の断面積とする。ポンプ、圧縮機のように投影図の断面が複雑な場合には、基礎の床面積をもって投影面積とする。

② パイプの面積の測定方法

製造装置の設置されている区画(※)内にあるパイプは生産施設とする。

ア パイプラックに乗っているものについては、パイプラックの当該区画内に係る長さにラック幅を乗じたものを水平投影面積とする。

なお、配管トラフについては、トラフの上にふたがない限りパイプラックと同じ扱いとする。

イ 製造装置の設置されている区画内の独立した塔、堅型ドラム、熱交換器等の機器又は装置(タンク、横型ドラム、加熱炉を除く。)のまわりの付属配管の水平投影面積は、独立した塔、堅型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置の水平投影面積の合計に等しいものとする(すなわち、独立した塔、堅型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置については、それらの投影面積の合計を2倍した面積で、まわりの付属配管の面積を含めたものとする。)。

ウ その他の配管についても、原則として水平投影面積とする。

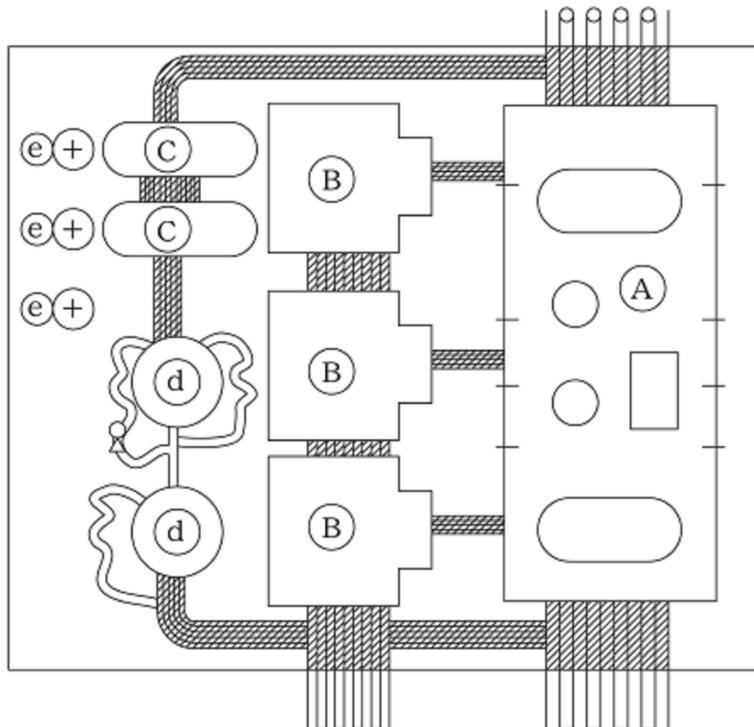
※ 製造装置の設置されている区画とは、製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置(主要な部分に係る付帯施設であって周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。)が設置されている独立の区画(その周辺が道路等で明確に区分されているもの)をいう。この場合、製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置とは、例えば、石油化学工業においては、エチレン製造装置、ポリエチレン製造装置、エチレンオキサイド製造装置、クメン製造装置、アセトン、フェノール製造装置、ブタジエン製造装置、SBR製造装置、BTX製造装置、ボイラー等をその単位として考えるものとする。

また、石油精製業においても、常圧蒸留装置、減圧蒸留装置、分解装置、水素製造装置、改質装置、脱硫装置、ボイラー等をその単位として考えるものとし、その他の装置型の製造業の場合もこ

れに準ずるものとする。

また、それぞれの製造装置をコンパクトに集中させており、必ずしもそれぞれの製造装置ごとに区画がなく、まとまった複数の製造装置で一体の区画がある場合には、その一体の範囲を1つの区画として扱う。

(例1) 製造装置の区画内の生産施設面積の測り方の例



- ①架台に乗っている装置については架台の水平投影面積とする。
- ②加熱炉B横型ドラムCタンクeは水平投影面積を測定する。
- ③②以外の独立の塔、槽等の機器類又は装置であって附属配管を伴うものは、本体の塔、槽等の水平投影面積を2倍して、附属配管の面積を含めたものとする。
- ④パイプの面積は \blacksquare の部分の面積を測定する。
- ⑤製造装置の区画内にあっても最終製品タンク等の非生産施設の面積は当然除く。

③ 風力発電設備の生産施設面積の測定方法

水平軸型風車の風力発電設備（風車及びその支柱）の生産施設面積は、次により算出する。

生産施設面積 = 発電機等収納筐体（ナセル及びハブキャップ等）の水平投影面積 + 動翼の最大水平投影面積（ただし、発電機等収納筐体と重なる部分の面積を除く。）+ 支柱の水平投影面積（ただし、発電機等収納筐体と重なる部分の面積を除く。）

（注）「動翼の最大水平投影面積」とは、動翼全体の水平投影面積が最大となる状態にしたときの水平投影面積をいう。

7 緑地

緑地とは、規則第3条(※)に規定する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設をいうが、

- ① 樹木((1))が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの((2))や、
- ② 低木((3))又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設をいう。

(1) 樹冠

樹木の梢頭を構成している一段の枝葉をいう。

(2) 工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

規則第3条第1号に規定する「工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの」とは、原則、次の①かつ②に適合するものとする。

- ① 定期的に整枝・剪定等手入れを行い、工場等の周辺の地域の生活環境を損なうものでないこと。
- ② 大気の浄化、騒音の防止、防災、保安並びに飛砂及び風塵の防止等に資するものであること。

(3) 高木及び低木

「低木」とは、灌木ともいい、高木以外の樹木であり、高木に比べて樹高が低く、幹と樹冠の区別が不明で数本の幹を生ずるのが普通である。

「高木」とは、喬木ともいい、一般に木質多年生で、単一の主幹をもち、幹と枝の区分が明らかであり、直立して成長し、成木に達したときの樹高が概ね4メートル以上の樹木をいう。

樹の高さを4メートル以上としたのは、一応の目安をつけるために定めたもので、気候、土壤条件等によっては4メートルに達しない場合もあり得る。

高木、低木の区別については、以下を参考にされたい。

- ① 苗木は、植栽時は樹高が4メートルに達しないものでも、樹種が高木であれば、高木とする。
- ② 樹種が高木であっても、生垣等として低く刈りこんで使用する場合には、低木とする。
- ③ 蔓もの(フジ、バラ等の幹が直立せず他の樹木又は構築物によりかかったり、地上を蔓状にはうもの)は低木とする。

(4) 地被植物(除草等の手入れがなされていないものに限る。)

地被植物とは、低小の草本、灌木の類で地表を被って生育するものをいい、種類をいうのではなく、用い方による分類である。

除草等の手入れがなされているとは、植物の生育上又は緑地としての美観上良好な状態に維持管理がなされていることが必要であることをいい、手入れの種類、ひん度を義務づける趣旨ではない。

地面や壁面等にコテイ固定されており、容易に移設することができない苗木床及び花壇と、いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理しているものは緑地とする。

ゴルフ場等で芝、樹木で被われているもの及び高圧線下の芝その他の地被植物で被われているものは緑地とみなす。

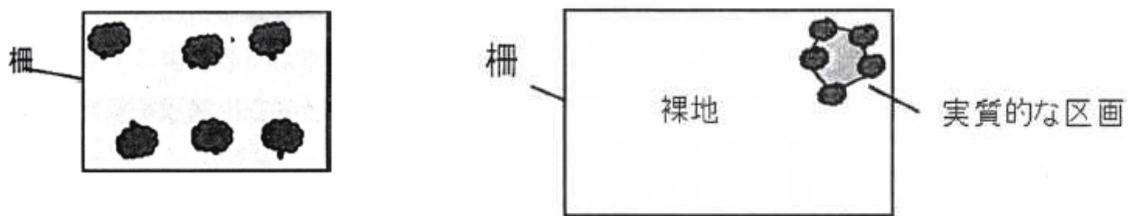
野菜畑、温室、ビニールハウスは緑地としない。

(5) 樹木の植栽方法(植栽密度)

樹木の植栽方法は、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体が緑地と認められるように、当該区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体に平均的に植栽しなければならない(例1参照)。

平均的に植栽しない場合(区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の一部にまとめて植栽する場合等)は、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を実質的に区画された土地又は建築物屋上等緑化施設としなければならない(例2参照)。

(例1) 平均的に植栽されている場合 (例2) 平均的に植栽しない場合



平均的に植栽しているものの（樹木を区画の四隅にのみ植栽している等）、樹木を適当な間隔で植栽しない場合は、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさず、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を単独の樹木等として取り扱う。

(6) 樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合

樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合（屋上庭園、パイプの下の芝生、藤棚の下が広場又は駐車場になっている場合又は太陽光発電施設が重複する場合等）にあっては、当該重複部分は緑地とする。（重複緑地）

ただし、樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と生産施設が重複する場合、当該重複部分は生産施設としても取り扱う。

※ 上記の重複緑地、建物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に参入することはできません。

※規則第3条： 法第4条第1項第1号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。（以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

- 1 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。
- 2 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

工場緑化用樹木樹生一覧表（参考）

区分	例	時期	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
高木	常 綠 樹	針葉樹	アカマツ クロマツ ヒバ、ヒノキ スギ、カヤ											
		広 葉 樹	クス、ヤマモモ マキ、カシ タイザンボク											
	常 綠 樹	マチバサイ シイ、ツバキ												
		モクセイ、ネ ズミモチ、モ クコク、モチ												
	落 葉 樹	ヤシ類	カナリーヤ シコ、スヤシ											
		タケ類	シュロ 竹類											
中木	落 葉 樹	針葉樹	落葉松 メタセコイヤ 落羽松											
		広 葉 樹	サクラ、ヤナギ モクレン アオキリ プラタナス ウメ											
	落 葉 樹	移植 二強イ	イチョウ											
		暖地性	ザクロ、サル スペリ、セン ダン、イチヂク											
灌 木 ・ 株 物	常 綠 樹	針葉樹	キャラボク タマネブキ ソナレ											
		常 綠 樹	カカツバキ ツツジ クチナシ チンショウゲ											
	落 葉 樹	コキヤナギ レンギョウ コデマリ ハギ												
高麗芝植付														
備考			最適期 中適期 不適期											
を示す。														

8 緑地の面積の測定方法

(1) 緑地の面積の測定方法

樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されているものについては、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画を緑地面積として測定する。

(2) 区画されていないものの取扱い

次の場合は実質的に区画されているものとして扱い、次のようにして測定する。

- ① 樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積として測定する(例1参照)。
- ② 一列並木状の樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されていないものについては、当該樹木の両端の樹木間を並木に沿って測った距離に1メートルを乗じて得た面積を緑地面積として測定する(例2参照)。

(3) 単独の樹木の取扱い

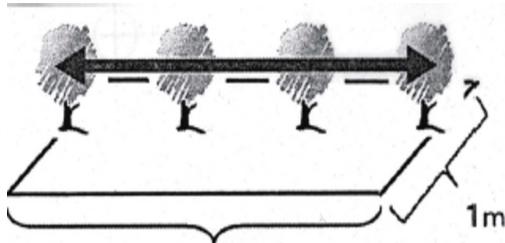
単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定する(例3参照)。

また、植栽が平均的でない等、面積として算定する範囲が明確でない場合も個々の樹木を単独の樹木として取り扱うものとする。

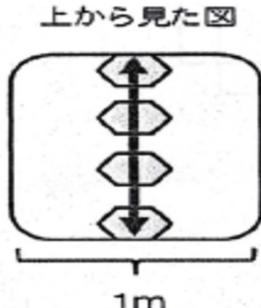
(例1)



(例2)



(例3)

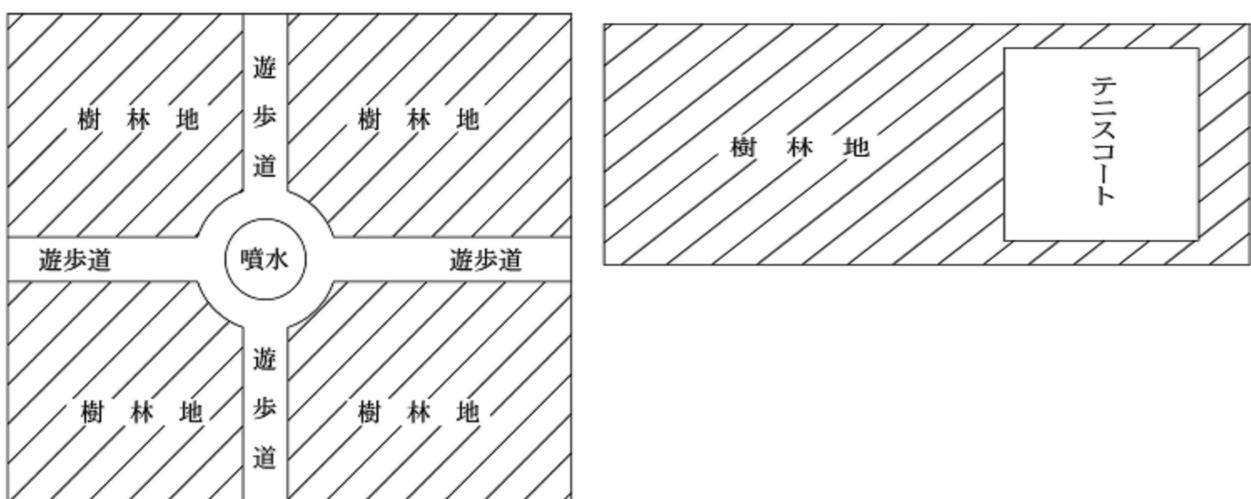


(4) 低木又はその他の地被植物の取扱い

低木又はその他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積については、当該表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を緑地面積として測定する。

(5) 緑地以外の環境施設が樹林地で囲まれている場合の取扱い

緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地(地被植物の緑地は該当しない。)で囲まれており(例4、例5参照)、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の2倍程度以上ある場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて7①(27P参照)に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定する。



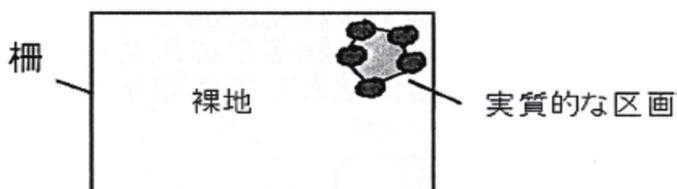
(6) 樹木と芝の混合した緑地の取扱い

樹木と芝の混合した緑地の測定方法は次のとおりとする。

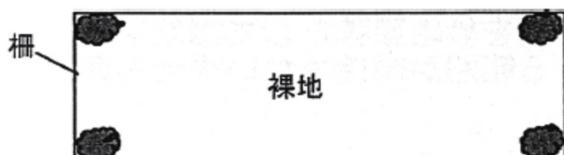
ア 芝生の中に樹木が生育している区画された土地又は建築物屋上等緑化施設（例6参照）が7①及び7②（27P参照）の両方に適合する場合は、当該区画された面積を測定するものとし、区画された面積の2倍とはならない。

イ 区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の中に芝生と樹木が混在している場合で、例2、例3のような場合にあっては、樹林について植栽の状況に応じ（2）又は（3）のいずれかの方法で測定する。（例参照）

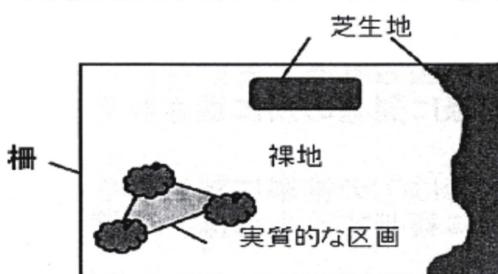
（例2）平均的に植栽しない場合



（例3）平均的に植栽しているものの、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさない場合



（例）実質的な区画内及び個々の芝生地を緑地面積として算定する場合

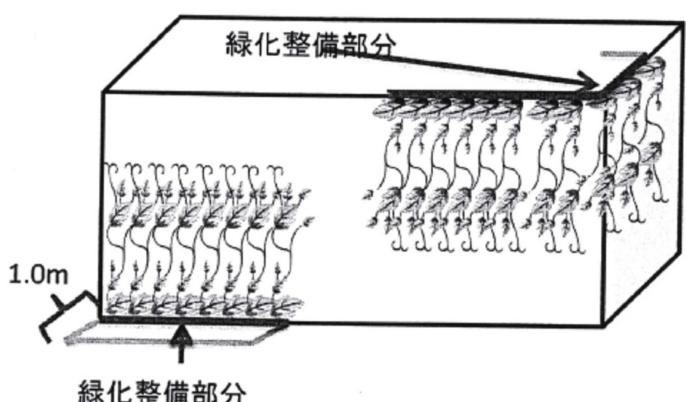


(7) 法面の取扱い

法面（斜面）を緑化した場合の緑地の面積は法面（斜面）の水平投影面積を測定するものとする。

(8) 壁面緑地の測定方法

建築物その他の施設の直立している部分（直立壁面）において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1.0メートルを乗じた面積とする。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積とする。



9 緑地以外の環境施設

緑地以外の環境施設とは、規則第4条に規定する区画された土地又は施設をいう。

(1) 緑地以外の環境施設の判断基準

緑地以外の環境施設の判断基準は、次の5つのうち、一つを満たすこととする。

- ① オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。
- ② 一般の利用に供するよう管理されていること（※）等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。
- ③ 災害時の避難場所等となることにより、防災対策等が推進されること。
- ④ 雨水等の流出水を浸透させる等により、地下水の涵養が図られること。
- ⑤ 規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。

したがって、たとえば、水流であっても単なる排水溝は①の基準に該当しないが、防火用の貯水池でも周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものは、環境施設とする。

※（例）一般の利用に供するよう管理されることの判断基準

上記②にいう「一般の利用に供するよう管理されること」とは、例えば、以下の要件を満たすことを基準とすることも考えられる。

- ① 1週間に2日以上地域住民等が利用できるよう管理されていること。
- ② 当該施設の概要（教養文化施設のうち企業博物館及び美術館にあっては、収集し、保管し、及び展示している資料の名称並びにその資料が歴史的、文化的に価値がある旨の説明を含む。）、利用方法、利用可能日時等を規定した利用規程等が広く一般に周知されていること。
- ③ 地域住民等の利用状況が確認できるよう利用者名簿が具備され、その記録が一定期間保管されていること。
- ④ 当該施設の利用が原則として無料であること（ただし、施設の維持管理のため必要な金額を利用者に負担させることについては、当該工場が立地している地域においては、地方公共団体（公社、事業団その他公的機関を含む。）が設置している類似の公的施設に係る同種の利用料と比較して低廉であることを条件に例外的に認める。）。

(2) 修景施設

噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいう。

(3) 屋外運動場

野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレー場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（これらに附属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。

(4) 広場

単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレー程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいう。

(5) 屋内運動施設

体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに附属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。

(6) 教養文化施設

企業博物館（名称の如何にかかわらず、製造業等に関する歴史的、文化的価値のある資料を豊富に収集し、保管し、及び展示している施設をいう。）、美術館、ホール（音楽又は演劇等に利用する施設で音響設備、観覧席等が整備されているものをいう。）等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものを見込めるものをいう。

したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は教養文化施設としない。

(7) 雨水浸透施設

浸透管（浸透トレーニング）、浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く。）、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等をいい、これらのうち、環境施設とは、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性（設置場所の地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。）から見てその効果が十分見込まれるものを見込めるものをいう。

(8) 太陽光発電施設

規則第4条でいう太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池装置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいう。

同条第2項でいう太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋上に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設をいう。

(9) 調整池

雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は、美観等の面で公園的な形態を整えているものであれば環境施設とする。

(10) 野菜畠

野菜畠は緑地以外の環境施設とする。

(11) 駐車場

駐車場は環境施設としない。藤棚の下が駐車場になっている場合は、当該重複部分は緑地とする。

10 緑地以外の環境施設の面積の測定方法

緑地以外の環境施設の面積は、次のように測定する。

- (1) 緑地以外の環境施設は、さく、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積（規則第4条に規定する屋内運動施設、教養文化施設及び太陽光発電施設にあっては、投影法による当該建築物の水平投影面積。同条に規定する雨水浸透施設で地中に埋設されるものにあっては、当該施設が地表に出ている面積。）を環境施設面積として測定する。
- (2) クラブハウス、研修所等（福利厚生施設をいい、食堂、休憩室を含む。）であって、周辺の地域の生活環境の保持に特に寄与するものと認められないものは、緑地以外の環境施設ではないが、緑地その他の環境施設に附置され一体をなしている場合（具体的には環境施設に、体育館、クラブハウス等が囲まれているか、又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の面積の5倍程度以上である場合）には、体育館、クラブハウス等の面積は、緑地以外の環境施設の面積として測定するものとする。

(例)



11 緑化工事の終了時期

緑地と緑地以外の環境施設の設置（緑化）工事の終了時期は、原則として、緑地の設置届と同時に届け出た生産施設の運転開始時までとする。

ただし、次のような場合で環境施設の設置工事の日程、内容が適切であり、かつその実施が確実であると認められる緑化の計画に従って緑化工事が進められる場合はこの限りではない。

- (1) 生産施設の運転開始までの期間がごく短期である場合
- (2) 樹木の植栽適期が生産施設の運転開始時までに到来しない場合
- (3) 植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合

なお、既存工場の敷地を買い増した場合は、その後の生産施設の変更を行う時に準則上必要な緑地を、原則として当該変更に係る生産施設の運転開始時までにつくるものとする。

既存工場以外の工場（新設工場）において、新たに敷地を買い増した場合には、可及的速やかに準則に適合するような緑地を設置するものとする。

12 環境施設の配置

環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が100分の15以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。（準則第4条）

環境施設を敷地面積の25%以上確保するだけでは、周辺の生活環境へ積極的に貢献するという観点からみれば不十分で、外部環境と生産活動とを空間的に遮断するためには、工場敷地の周辺部に緑地帯等の環境施設を重点的に配置する必要がある。

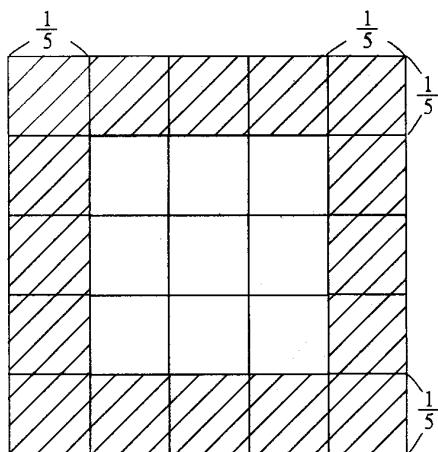
また、その配置の仕方については、周辺の土地の利用状況等を勘案して、適切に行う必要がある。

そこで準則第4条においては、敷地面積の15%以上に相当する面積の環境施設（企業立地促進法第10条第1項の規定に基づき準則が定められた場合であって、当該準則に規定する環境施設面積率が15%未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設）を、工場敷地内の周辺部にその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うことと定めたものである。

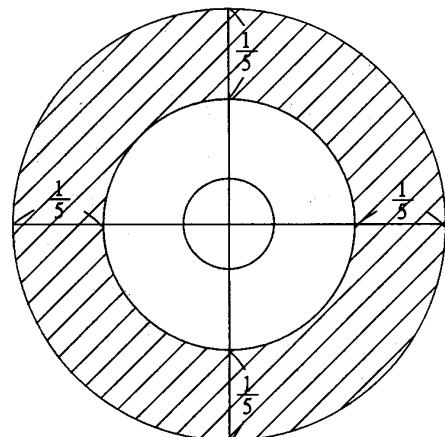
（1）敷地の周辺部とは、敷地の境界線から、対面する境界線までの距離の $1/5$ 程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分をいう（例1、2参照）。

したがって、この部分に、敷地面積の15%以上に相当する面積の環境施設を配置する必要がある。

（例1）



（例2）



（2）「準則第4条に規定する周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するように」とは、住宅、学校、病院等の施設が存在する方向に集中的、重点的に環境施設を配置して環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させることである。

なお、敷地境界線と環境施設との間に、生産施設が設置されている場合は原則として生活環境の保持に寄与していないものとみなす。

第4 様式集

番号	様式名	届出書類等の名称	ページ
1	様式第1	特定工場新設（変更）届出書	37
2	様式B	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（記載例）	38 39
—	—	委任状（記載例）	41
3	別紙1	特定工場における生産施設の面積 特定工場における生産施設の面積（記載例）	42 43
4	別紙2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置（記載例）	44 45
5	別紙3	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	47
6	別紙4	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	48
7	様式例第1	(特定工場の)事業概要説明書 (特定工場の)事業概要説明書（記載例）	49 50
8	様式例第2	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図	51
9	様式例第3	特定工場用地利用状況説明書	52
10	様式例第4	特定工場の新設等のための工事の日程 特定工場の新設等のための工事の日程（記載例）	53 54
11	参考資料1	特定工場における建築面積、生産施設面積、緑地及び環境施設面積一覧表	56
12	参考資料2	生産工程図	57
13	様式第3	氏名（名称、住所）変更届出書	58
14	様式第4	特定工場承継届出書	59
15	—	特定工場廃止届出書	60
—	—	特定工場新設（変更）届出の修正について	61

※ 上記番号1～15の様式は、北海道のホームページ「工場立地法の届出」からワード形式によりダウンロードすることができます。

様式第1

特定工場新設（変更）届出書

平成 年 月 日

○○（市町村）長 ○○○○ 様

届出者 住所 印
名称

(担当者)

電話

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所			
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）			
3	特定工場の敷地面積	変更前	m ²	
		変更後		
4	特定工場の建築面積	変更前	m ²	
		変更後		
5	特定工場における生産施設の面積			別紙1のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置			別紙2のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用			別紙4のとおり
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等		
		施設の設置工事		
※ 整理番号		※備考		
※受理年月日				
※審査結果				

(注) 届出者の欄には「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を、(担当者)の欄には、「職氏名、電話番号」をそれぞれ記入のこと。

標題に該当する条項に下線を引くこと。

様式B

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書

平成 年 月 日

○○（市町村）長 ○○○○ 様

届出者 名称	住所 印
(担当者)	
電話	

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所			
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）			
3	特定工場の敷地面積	変更前	m^2	
		変更後		
4	特定工場の建築面積	変更前	m^2	
		変更後		
5	特定工場における生産施設の面積			別紙1のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置			別紙2のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用			別紙4のとおり
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等		
		施設の設置工事		
※ 整理番号		※ 備 考		
※ 受理年月日				
※ 審 查 結 果				

(注) 届出者の欄には「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を、(担当者)の欄には、「職氏名、電話番号」をそれぞれ記入のこと。

標題に該当する条項に下線を引くこと。

記載例

様式B

該当する方に線を引く	短縮申請しない場合は抹消
特定工場新設 <u>(変更)</u> 届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）	
平成17年6月1日	
○○(市町村)長 ○○○○ 様	
届出者 ①参照	
住所 ○○県○○市○○-2-32 名称 ○○○工業株式会社 代表取締役 ○○○○ 印	
(担当者) ○○○工業株式会社 →○○工場総務課 ○○○○ 電話 (×××)-×××-×××番	
実務担当者（質疑応答できる人）を記入	
備考7参照	
工場立地法第6条第1項（第7条第1項、 <u>第8条第1項</u> 、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。←	

1	特定工場の設置の場所	〒○○○-○○○○	○○○市○○町○○丁目○○番	○○○○工場
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）		半導体集積回路	
3	特定工場の敷地面積 ②参照	変更前	52,564	m ²
4	特定工場の建築面積	変更後	55,568	m ²
5	特定工場における生産施設の面積		別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置		別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置		別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日 ——備考5、③参照	造成工事等		
		施設の設置工事	平成17年7月17日	
※ 整理番号		※ 備 考		
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

(注) 届出者の欄には「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を、(担当者)の欄には、「職氏名、電話番号」をそれぞれ記入のこと。

標題に該当する条項に下線を引くこと。

備考（様式第1及び様式B共通）

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 3 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）に記載すること。
- 4 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照されること。
- 5 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 6 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施工期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

注① 代理人が届け出る場合は、下記のとおり2段書きすること。また、代表者の委任状を添付すること。なお、印鑑は、代理人のものを使用することができる（39P参照）。

○○県○○市○○町○○番地
○○○工業株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

代理人
北海道○○市○○番地
○○○工業株式会社 ○○工場
○○工場長 ○ ○ ○ ○ 印

- ② 敷地面積、建築面積は、小数点以下を切り捨てる。なお、他の様式等における生産施設面積、緑地及び環境施設面積についても同様とする。
- ③ 9欄では、敷地面積の増減のみの変更の場合は、「造成工事等」の欄に記入する。

【実施工期間短縮の申請】

実施工期間の短縮は、届出の審査を行う者が認めるものであつて、届出者が勝手に短縮することはできません。

新設、変更の届出をしようとする者が併せて実施工期間の短縮の申請を行う場合は、様式Bによる「届出及び期間短縮申請書」を提出する必要があります。

現在、準則に適合している等一定の要件を満たしている場合には、実施工期間90日を最大30日まで短縮する運用がなされています。～4P参照

委任状〔記載例〕

委任状

私は、北海道〇〇〇市〇〇番地における〇〇〇株式会社〇〇〇工場工場長〇〇〇〇を
代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

工場立地法に基づく届出についての一切の権限

平成 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇機械工業株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

(注) 1 一度委任状を届出後、受任者に変更がない場合は、新たに委任状を作成する必要はありません。この場合は届出の際に、写しを添付してください。

2 届出書等への記載例

(代理人による届出の場合の届出者欄の記載例)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇工業株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

代理人
北海道〇〇市〇〇番地
〇〇〇工業株式会社 〇〇工場
〇〇工場長 ○ ○ ○ ○ 印

別紙1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号		面積 (m ²)		増減面積 (m ²)
	変更前	変更後	変更前	変更後	
生産施設の面積の合計			m ²	m ²	

- 備考 1 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を行なう場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

記載例

別紙 1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号		面積 (m ²)		増減面積 (m ²)
	変更前	変更後	変更前	変更後	
第1工場	セー1	セー1	2, 980	2, 980	
第2工場	セー2	セー2	253	253	
第3工場	セー3	セー3	945	945	
ボイラー室	セー4	セー4	80	95	△80 +95
第4工場	なし	セー5	なし	1, 050	+1, 050

備考5参照

備考4参照
差引き計算はしないこと

生産施設の面積の合計		4, 258	5, 323	△80 +1, 145	

- 備考 1 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時にを行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号		面積（m ² ）		
	変更前	変更後	変更前	変更後	増減面積（m ² ）
緑地面積（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計					
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号		面積（m ² ）		
	変更前	変更後	変更前	変更後	増減面積（m ² ）
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の面積の合計					
緑地面積の合計			m ²	m ²	m ²
緑地以外の環境施設の名称	施設番号		面積（m ² ）		
	変更前	変更後	変更前	変更後	増減面積（m ² ）
緑地以外の環境施設の面積の合計			m ²	m ²	m ²
環境施設の面積の合計			m ²	m ²	m ²

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号			
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	変更前	変更後	増減面積（m ² ）
	m ²	m ²	m ²
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係			

備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地にあっては「リー1」と、緑地以外の環境施設にあっては「カ一1」と読み替えるものとする。

記載例

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

増減の差引き計算
はしないこと

緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称←備考1参照	施設番号		面積（m ² ）		
	変更前	変更後	変更前	変更後	増減面積（m ² ）
低木地 正門東側 樹木地 敷地北側周辺部 （運動場 ①参照） 芝生・低木混合ボイラ室南 低木地 ボイラ室北 芝 生 第2工場まわり 高木地 敷地南側	リー1 リー2 リー3 リー4 なし なし	リー1 リー2 リー3 リー4 なし リー6	180 800 (200) 80 35 なし	180 800 (200) 40 60 なし	△ 40 + 25 + 100 + 300
緑地面積（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計			1, 095	1, 480	△ 40 + 425
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称←備考1参照	施設番号		面積（m ² ）		
	変更前	変更後	変更前	変更後	増減面積（m ² ）
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の面積の合計					
緑地面積の合計			1, 095 m ²	1, 480 m ²	△ 40 m ² + 425
緑地以外の環境施設の名称	施設番号		面積（m ² ）		
	変更前	変更後	変更前	変更後	増減面積（m ² ）
池 テニスコート （クラブハウス） --- ②参照	カ－1 カ－2 (カ－3)	カ－1 カ－2 (カ－3)	180 700 (300)	180 700 (300)	
緑地以外の環境施設の面積の合計			1, 180 m ²	1, 180 m ²	± 0 m ²
環境施設の面積の合計			2, 275 m ²	2, 660 m ²	△ 40 m ² + 425

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	← ③参照 リー1、リー2の一部、リー6、カ－1、カ－2	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	変更前	変更後
1, 760 m ²		1, 760 m ²
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	正門前は国道36号線であるが、三方は住宅に囲まれているため、環境施設は極力敷地周辺部に配置するようにしている。	

- 備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
- 2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地にあっては「リー1」と、緑地以外の環境施設にあっては「カ一1」と読み替えるものとする。

- 注① 緑地以外の環境施設が、その面積の2倍程度以上の樹木の生育する緑地で囲まれている場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて規則第3条第1項イ又はロの基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定しますが、この場合は当該施設の種類及び面積（内数）を（ ）書きで付記してください。
- ② 環境施設にクラブハウス等が囲まれているか又は接している場合で、環境施設の面積がクラブハウス等の5倍程度以上である場合は、クラブハウス等の名称及び面積（外数）を最後に（ ）書きで記載してください。
- ③ 敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号の欄では、施設の一部が該当する場合は、「カ一2の一部」のように記載してください。

別紙3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称			
工業団地の所在地			
工業団地の面積	m^2		
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計	m^2		
工業団地共通施設の面積の合計	m^2		
うち 緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面 積	m^2	
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面 積	m^2	
緑地以外の環境施設	面 積	m^2	種 類
その他の共通施設	面 積	m^2	種 類
その他の施設	面 積	m^2	種 類
工業団地の環境施設の配置に関する概略図 その他の説明			

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

別紙4

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計	m ²			
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）面積	面積	m ²		
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地面積	面積	m ²		
うち緑地以外の環境施設面積	面積	m ²	種類	
事業者の負担する総額	設置費用		円	
	維持管理費用		円	
うち届出者の負担費用	設置費用		円	
	維持管理費用		円	
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明				

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

様式例第1

整理番号	
------	--

事業概要説明書

1	生産開始の日	年 月 日				
2	主要製品別生産能力及び生産数量					
	製品名	生産能力	生産数量			
3	水源別工業用水使用量 計 (単位:トン／日)					
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水
4	電力の使用量 計 (単位:kWh／日)					
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量		
5	従業員数 計 (単位:人)					
	職員	男	工員	男	計	男
女		女		女		

- 備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載してください。
 (例: トン／日、m³／月等)
 2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いてください。

記載例

様式例第1

整理番号	
------	--

事業概要説明書

1	生産開始の日 ← ①参照		平成17年3月31日（昭和35年1月20日）					
2	主要製品別生産能力及び生産数量 ← 備考参照							
2	製品名		生産能力		生産数量			
	熱分析装置 ガス分析機器		15,000 台／月 10,000 台／月		10,000 台／月 7,000 台／月			
3	水源別工業用水使用量 計 600 (単位：トン／日)							
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水	
4	電力の使用量 計 20,000 (単位：kWh／日)							
	買電による電力使用量 20,000				自家発電による電力使用量			
5	従業員数 ← ②参照 計 315 (単位：人)							
	職員	男	30	工員	男	150	計	男
女		15	女		120	女		135

備考 生産能力（フル稼働時）及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載してください（例：トン／日、m³／月）。

注① 生産開始の日の欄には、届出に係る生産施設の稼働開始の日を記載してください。なお、変更届出の場合には、当該工場の操業開始の日を（ ）書きで併記してください。

② 従業員数には、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人を含めて記載してください。

様式例第2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図



縮尺 1 /

備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入してください。

2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。

3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～2に記載した施設番号を付記してください。

施 設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設 緑 地 様式第1又は第2で区別することとされた緑地 緑 地 以 外 の 環 境 施 設	青 緑 網掛け 黄

4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示してください。

5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載してください。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあっては二千分の一ないし三千分の一程度としてください。

6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付してください。

様式例第3

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	変更前	m ²	うち自己所有地	変更前	m ²
	変更後			m ²	
都市計画法上の区域区分 (＊右記の該当項目を○で囲んでください。)	①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④住居系地域 ⑤商業系地域 ⑥市街化調整区域 ⑦未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし				
特定工場用地利用状況説明図					
	特定工場の用に供する土地の説明 1 土地取得の経過 2 土地周辺の状況 東側 西側 南側 北側				
	縮尺 1 /				

- 備考
- 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
 - 都市計画法上の用途地域を記入してください。
 - 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入してください。
 - 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2 km程度の範囲内で、海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示してください。

様式例第4

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類 年月	工事の日程										
	年 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
造成（埋立）工事											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
その他の主要施設の設置工事											

備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を ← → 印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事日程の欄にあわせて明記してください。

また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。

2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～2に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載してください。

3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類の欄に明記してください。

4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載してください。

記載例

様式例第4

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類 年月	工事の日程										
	17年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	月	月	月	月	月
造成（埋立）工事 ※ 敷地面積の増減の場合には、移転登記日等を記載。											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
ボイラー室	セー4	4/1 備	←	4/20 撤去 考1	→	8/1 稼働					
第3製造室	セー5	3/1	←	7/31	→						
↑ 備考2参照											
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
芝生ボイラー室東	リ－6	4/1 撤去	←	4/20	6/15 新	7/15 設					
低木地 守衛所前	リ－10										
その他の主要施設の設置工事											
↑ 備考3参照											

備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を ←→ 印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事日程の欄にあわせて明記してください。

また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。

2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～2に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載してください。

3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類の欄に明記してください。

4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載してください。

注 緑地及び緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該環境施設の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期までとしてください。ただし、次のような場合で環境施設の設置工事の日程、内容が適切であり、かつその実施が明確であると認められる環境施設設置計画に従って設置工事が進められる場合は、この限りではありません。

- イ 生産施設の運転開始までの時期がごく短期間である場合
- ロ 樹木の植栽適期が生産施設の運転開始時までに到来しない場合
- ハ 植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合

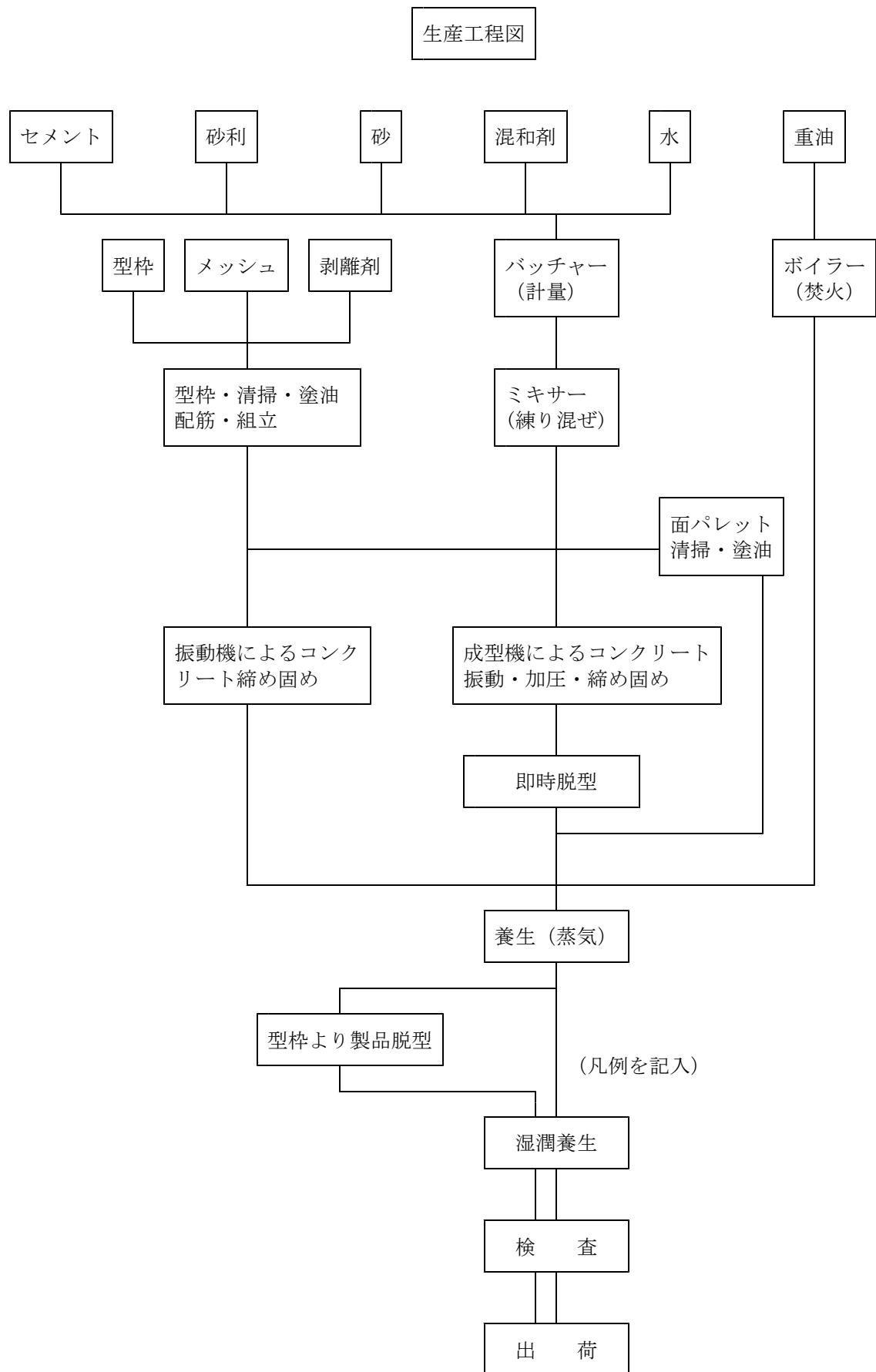
参考資料1（任意記載）

特定工場における建築面積、生産施設面積、緑地及び環境施設面積一覧表

施設番号	面積(m ²)	求積表 (mm)	面積算定式 (m ²)

(注) 建築面積、生産施設面積、緑地及び環境施設の面積について、別途図面等でそれぞれの施設番号ごとに面積が確認できる場合には、参照できる図面等に面積算定式を記載してください。

参考資料2（任意記載）〔作成例〕



様式第3

氏名（名称、住所）変更届出書

平成 年 月 日

○○（市町村）長 ○○○○ 様

住所
届出者 印
名称

(担当者)

電話

氏名（名称、住所）に変更があったので、工場立地法第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		
	変更後		
変更年月日		変更の理由	
※整理番号		※受理年月日	
※ 備 考			

(注) 届出者の欄には「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を、(担当者) の欄には、職氏名、電話番号をそれぞれ記入のこと。

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4

特定工場承継届出書

平成 年 月 日

○○(市町村)長 ○○○○ 様

届出者 名称	住所
	印

(担当者)

電話

特定工場に係る届出をした者の地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
特定工場の設置の場所		承継の年月日	
		承継の原因	
※ 整理番号		※ 受理年月日	
※ 備 考			

(注) 届出者の欄には「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を、(担当者)の欄には、職氏名、電話番号をそれぞれ記入のこと。

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定工場廃止届出書

平成 年 月 日

○○（市町村）長 ○○○○ 様

住所
届出者 印
名称

(担当者)
電話

工場立地法第8条第1項の規定により、特定工場廃止について次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所		
2	特定工場における製品		
3	特定工場の敷地面積		
4	特定工場の建築面積		
5	特定工場の廃止の年月日		
6	廃止届出書の提出理由		
7	特定工場の跡地利用予定		
※整理番号		※ 備 考	
※受理年月日			
※ 審 查 結 果			

(注) 届出者の欄には「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を、(担当者) の欄には、職氏名、電話番号をそれぞれ記入のこと。

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

平成 年 月 日

〇〇（市町村）長 〇〇〇〇 様

住 所
届出者
名 称 印

(担当者)

電話

特定工場新設（変更）届出の修正について

平成 年 月 日付けをもって届け出た上記の届出に関し、下記の理由により修正したいので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 修正する事項

- ・ 修正前
- ・ 修正後

2 修正理由

第5 届出書類の提出先

平成29年4月1日から、届出に係る特定工場の所在地を所管する市町村に提出してください。

本手引きの問合せ先	所 在 地	電話番号
北海道経済部 産業振興局産業振興課	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁9階	011-231-4111 (内線) 26-863